

**Topics****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

**★《国家稅務總局〈非居住者企業所得稅查定徵收管理弁法〉等の通達の改定に関する公告》の解説（国家稅務總局公告，2015年第22号，2015年4月17日発布）**

《国家稅務總局〈非居住者企業所得稅查定徵收管理弁法〉等の通達の改定に関する公告》に関する解説は以下のとおりである。

**一、発布の背景**

《国务院による一部の行政審査項目等の廃止及び調整に関する決定》（国發〔2015〕11号）並びに《国务院による一部の行政審査項目の廃止及び権限移譲に関する決定》（国發〔2014〕5号）において、次の3つの事項が決定された。

- ・非居住者企業の業種及び適用利益率に対する主管稅務機關による審査の一部廃止及び改定
- ・国外に登録された中国資本支配居住者企業による主管稅務機關の承認及び変更に係る審査の選択の廃止
- ・非居住者企業による持分譲渡に係る特殊な稅務処理の審査事項の廃止

これにより、《非居住者企業所得稅查定徵收管理弁法》（国税發〔2010〕19号）、《国外登録の中国資本支配居住者企業所得稅管理弁法（試行）》（国家稅務總局公告2011年第45号発布）、並びに《国家稅務總局 非居住者企業による持分譲渡に係る特殊稅務処理の適用に関する問題に係る公告》（国家稅務總局公告2013年第72号）の関連規定について改定が必要となった。

今回の改定の趣旨は、主に先の公告で決定された行政審査事項の廃止を周知させるとともに、今後の管理をより一層強化することである。

**二、主な調整内容**

**(一) 《非居住者企業所得稅查定徵收管理弁法》に関する改定**

非居住者企業に対する査定徵收関連規定は、稅收管理法第三十五条に基づき、稅務機關が實際利益に基づく納稅方式を採用できない非居住者企業に対して、納稅者の申告を前提とすることなく、職權による稅の徵收を認めるものである。したがって、当該

**中国税務最新動向**

支配居住者企業による主管稅務機關の承認及び変更に係る審査の選択を廃止した。

**(二) 《非居住者企業による持分譲渡に係る特殊稅務処理の適用に関する問題に係る公告》に関する改定**

非居住者企業による持分譲渡の特殊稅務処理の行政審査は、國家稅務總局2013年第72号公告にて調整が行われ、届出管理となっている。しかし、72号公告第七条の「非居住者企業による持分譲渡において特殊な稅務処理の届出を行っていない場合は、稅務処理の原則規定が適用され、関連規定にそって企業所得稅を納稅する」という規定は、執行の現場において、事前許可が必要な届出方式であるという誤解を招き、一貫性のない審査や批准につながりやす

かった。そのため、稅務總局は、同規定を廃止することとした。

この廃止により、稅務機關は、日々の徵收管理に係る情報を収集するとともに、非居住者企業による持分譲渡に関する特殊な稅務処理の管理を強化し、非居住者企業による持分譲渡について特殊な稅務処理の届出が行われていないことを発見したら、本公告第二条及び第三条の規定にそって届出手続を行うよう、当該企業に対して通知しなければならないこととなった。また、非居住者企業による持分譲渡について特殊な稅務処理の届出手續が行われていない場合には、稅務機關は稅收管理法及びその実施細則にそって処理を行うこととなる。

※本記事は、中国政府、国家稅務總局及び地方稅務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

香港で日本人スタッフがサポート！海外法人でお困りの方ご相談ください。

## CCM香港の海外法人サポート

CCM香港では香港法人設立や法人口座開設、会計記帳、会計監査代行など海外で法人を開設・運用されたい方へのサポートを香港で行っています。まずはご相談ください。

まずは無料でご相談ください ➤  [info@ccm.com.hk](mailto:info@ccm.com.hk) ☎ +852-3101-0750

- |                      |                          |                |
|----------------------|--------------------------|----------------|
| ● 香港法人、オフショア法人設立     | ● 海外法人の香港支店や駐在員事務所設立     | ● 商標登録申請       |
| ● 会計記帳、会計監査代行（香港・中国） | ● 香港法人登記情報調査             | ● 香港、中国遺産相続手続き |
| ● 香港、中国、国際稅務・法務相談    | ● 中国、香港模造品リサーチ、展示会モニタリング | その他            |

CCM HONG KONG

HP <http://www.ccm.com.hk>  
Suite 2012, 20/F, Tower 1, The Gateway,  
25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, H.K.

facebookでも  
最新情報を届け中  
 ccm 